

令和元年10月以降の介護予防・生活支援サービス事業の報酬改定

1 報酬改定の内容

① 予防専門型訪問サービス、予防専門型通所サービス

	区分	改正前	改正後
予防専門型訪問サービス（1月あたり）	週に1回程度	1, 168単位	1, 172単位
	週に2回程度	2, 335単位	2, 342単位
	週に2回程度超	3, 704単位	3, 715単位
予防専門型通所サービス（1月あたり）	週に1回程度	1, 647単位	1, 655単位
	週に2回程度以上	3, 377単位	3, 393単位

※ このほか、訪問介護・通所介護と同様、介護職員等特定処遇改善加算も創設されます。

② 基準緩和型サービス（生活支援型、ミニデイ型、運動型）

	区分	改正前	改正後
生活支援型訪問サービス（1月あたり）	週に1回程度	940単位	944単位
	週に2回程度	1, 880単位	1, 888単位
	週に2回程度超	2, 820単位	2, 832単位
ミニデイ型通所サービス（1月あたり）		1, 386単位	1, 395単位
運動型通所サービス（1回あたり）		230単位	232単位

③ 介護予防ケアマネジメント

区分	改正前	改正後
介護予防ケアマネジメントA、B（1月あたり）	430単位	431単位
介護予防ケアマネジメントC（1月あたり）	208単位	209単位

2 その他

- 上記のほか、加算については特段変更ありません。